

かめおかまちの元気づくりプロジェクト規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この団体は、「かめおかまちの元気づくりプロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を京都府亀岡市安町中畠 138 番地 内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この団体は、2010 年亀岡市にとって記念すべき市制 55 周年と丹波亀山城天守修築 400 年を契機に組織され、亀岡の活性化に積極的に関わり、「まちの元気づくりのお手伝い」を総合的かつ継続的に行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) にぎわいづくり事業…かめおか楽市楽座ふれあい二八市(手づくり市)の開催
- 2) 地域の絆づくり、文化関連事業…お寺 de サロン(ふれあい文化茶論)の開催、
まちかどギャラリーの開設
- 3) 生涯教育関連事業…かめおかまちの元気づくり大學の開催
- 4) オリジナル・エコグッズの企画、販売
- 5) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員、役員

(会 員)

第5条 この団体は、会員をもって構成される。

第6条 この団体は、会員の会費制を採らず、会員は、次の役割を主体的に担うこととする。

- 1) 月例会(月1回の定例会議)に出席し、事業運営に対し積極的に意見提案を行う。
- 2) 事業(催し)に対して積極的に参加する。
- 3) 事業(催し)に対して積極的に広報支援を行う。(チケット販売協力を含む)
- 4) 事業(催し)開催当日のスタッフ応援を要請に応じて行う。(但し、有償ボランティア)
- 5) その他この団体の目的を達成するために必要な支援を行う。

(役 員)

第7条 この団体には、次の役員を置く。

- 1) プロジェクトリーダー 1名
- 2) サブリーダー 2名以内

- 3) 顧問 3名以内
 - 4) 連絡責任者 1名
 - 5) 会計責任者 1名
 - 6) 実行委員 3名以上
- (役員を選任)

第8条 プロジェクトリーダー、サブリーダーは、役員の間選で定める。

第4章 規約の改正

第9条 この団体の規約は、総会(毎年4月の月例会を総会と位置づける)において三分の二の同意を得た場合に改正することができる。

第5章 団体の解散

第10条 この団体は、総会において三分の二の同意を得た場合に解散することができる。

以上